

「斷乎たる處置」

警察部の注意書

労働争議の激化に互り従つてそれ等に從事する労働者の中には往々不知不諱の裡に法に關する行爲の者あるより大阪府警察部では二十七日左の注意書を發表した。これを一萬枚印刷し目下争議中の各労働者の自宅に配布せしむる筈である。

是等労働争議を見るに往々法規を無視して屋外運動をしたり或は關係者に對して強要を働いたり又は動を爲したりして當軌を逸する行動が稀くないやうである。斯の如きは健全なる労働運動の進展から云つても公安秩序を維持する上から云つても面白からざる事である。人の自由を妨げたり法規を無視したりする之を止むを得ず斷乎たる處置を執らねばならぬ事なる故此の際各位は從つて一時の感情に驅らるゝ事なく慎重なる言動を執らるゝやう注意せられたい。尚昨今各位の私宅を訪問して家人等に對し暴行脅迫又は誘惑運動なせし居る事實を見聞するがこれ等の爲に不安の念を抱き又は被害の人は望みなくその詳細の模様を即時警察の警察署又は巡査派出所に口頭下紙その他便宜の方法にて届出でられたい。

橋本鐵工解決 大坂市

春日出町橋本鐵工所の職工七十餘名は毎に會社に對し

(一)九時間制にする。(二)解雇手当を一年未満は二十日分以上、一年以上は二箇月毎に二日分を附す事等の要求書を提出した。會社側は二十七日正午回答し要求は全部認容する外要求事項中の「一年以上は一箇月毎に二日分」とあるは妙な過ぎるから三日分宛を支給する旨を通知し解決を見たが尙ほ會社は右條項の下に二箇月中に工場を閉鎖し全職工を解雇すると

橋本鐵工所

回答發表

十日間の争議に短縮作業場所の争議に對して同清龍工を決定した。橋本鐵工所では職工側の要求に對して二十七日正午解雇は左の様に回答を發表した。

一、十時間制度を九時間に短縮す

二、一年未満の解雇者には二十日分以上一箇月が増す毎に三日分を支給す(但し職工側は一箇月を増す毎に二日分の支給を要求せしもの)

三、自今臨時職工を全部本職工に改めると

等々無事解決するらしい。